

維持管理基本水準書

〈今井の丘公園〉

令和8年4月

横浜市みどり環境局

今井の丘公園

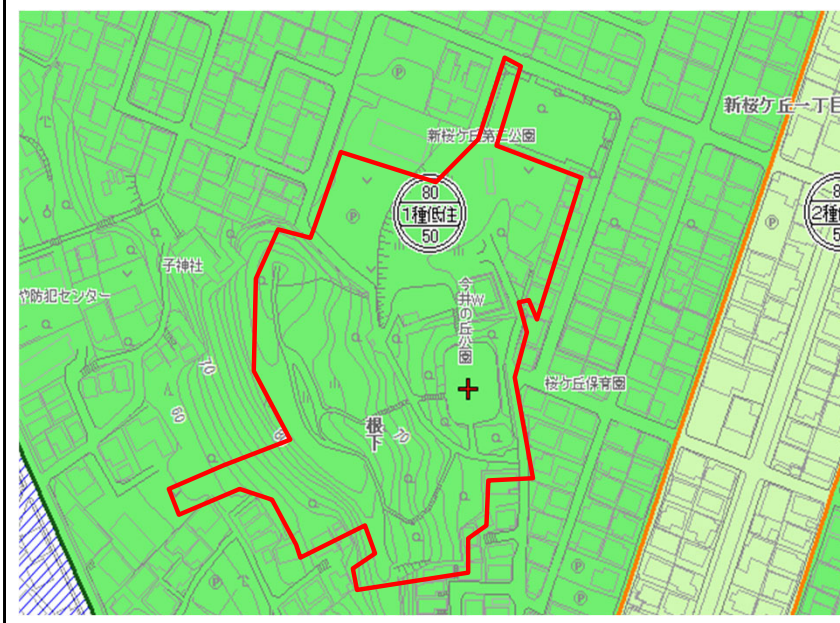
維持管理対象公園の現況把握

■周辺の状況



: 公園公開範囲
 横浜市みどり環境局第12次緑地環境診断調査(令和6年度)
 航空写真データ

■都市計画図



凡例
 第1種低層住居専用地域
 第2種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域
 第2種中高層住居専用地域

■基礎データ

規模	公園面積: 18,754m ² うち分区園等面積: 6,576m ²
種別	近隣公園
公開年月日	公園公開: 1994(平成6)年3月25日 分区園等公開: 2017(平成29)年4月1日
住所	横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目42番
連絡先	横浜市みどり環境局 北部公園緑地事務所 TEL: 045-353-1166 FAX: 045-352-3086
主要施設	分区園、協働農園、倉庫棟、トイレ 多目的広場、児童広場、既存樹林
その他	分区園 10m ² × 70区画 協働農園 250m ²

■現況写真



分区園



協働農園



児童広場



多目的広場

■公園の沿革

今井の丘公園は、よこはま21プランにおいて地区公園計画予定地であった区域を用地買収し、平成6年3月に近隣公園として一部供用開始した公園である。未公開の拡張部は、「横浜みどりアップ計画」の一環として、農地の公益的機能の保全と市民の農体験の機会を増やすため、農園付公園として整備される。
 既存部は多目的広場、児童広場、芝生広場、梅林、樹林で構成される。拡張部は中央広場と芝生広場及び農園エリアを持ち、分区園、協働農園の2種類の農園をもつ公園として整備される。

■市民活動の有無とその内容(愛護会等)

- ・今井の丘公園愛護会
- ・今井の丘公園新桜ヶ丘集会所

■利用者や地域からの課題等

- ・近隣住民への砂埃飛散に配慮する。
- ・防犯対策
- ・違法駐車対策

■利用者数の動向

<分区園の応募状況>
 令和7年2月 個人 1.15倍

<参考 菅田町赤坂公園>
 平成29年度
 個人 1.05倍(10m²区画)
 個人 1.0倍(15m²区画)
 平成31年度
 個人 0.88倍(10m²区画)
 個人 1.0倍(15m²区画)

<参考 岡津町ふれあい公園>
 平成29年度
 個人 約1.0倍
 団体 0倍
 平成31年度
 個人 約0.84倍
 団体 約0.33倍

今井の丘公園

管理の考え方と留意点

■公園・分区園のテーマ

●「緑の拠点」「農」「様々な住民間の交流」「きっかけ」「づくりの場

- 住宅地の中の緑の拠点として、丘陵地形を生かした農のある原風景を再現
- 農とふれあうきっかけや農を通じた交流が生まれるような空間の整備
- 季節に準じた行事などの活動メニューによる、農業文化の継承を目指す

■公園の特性と管理・運営の基本的な考え方

●公園の特性

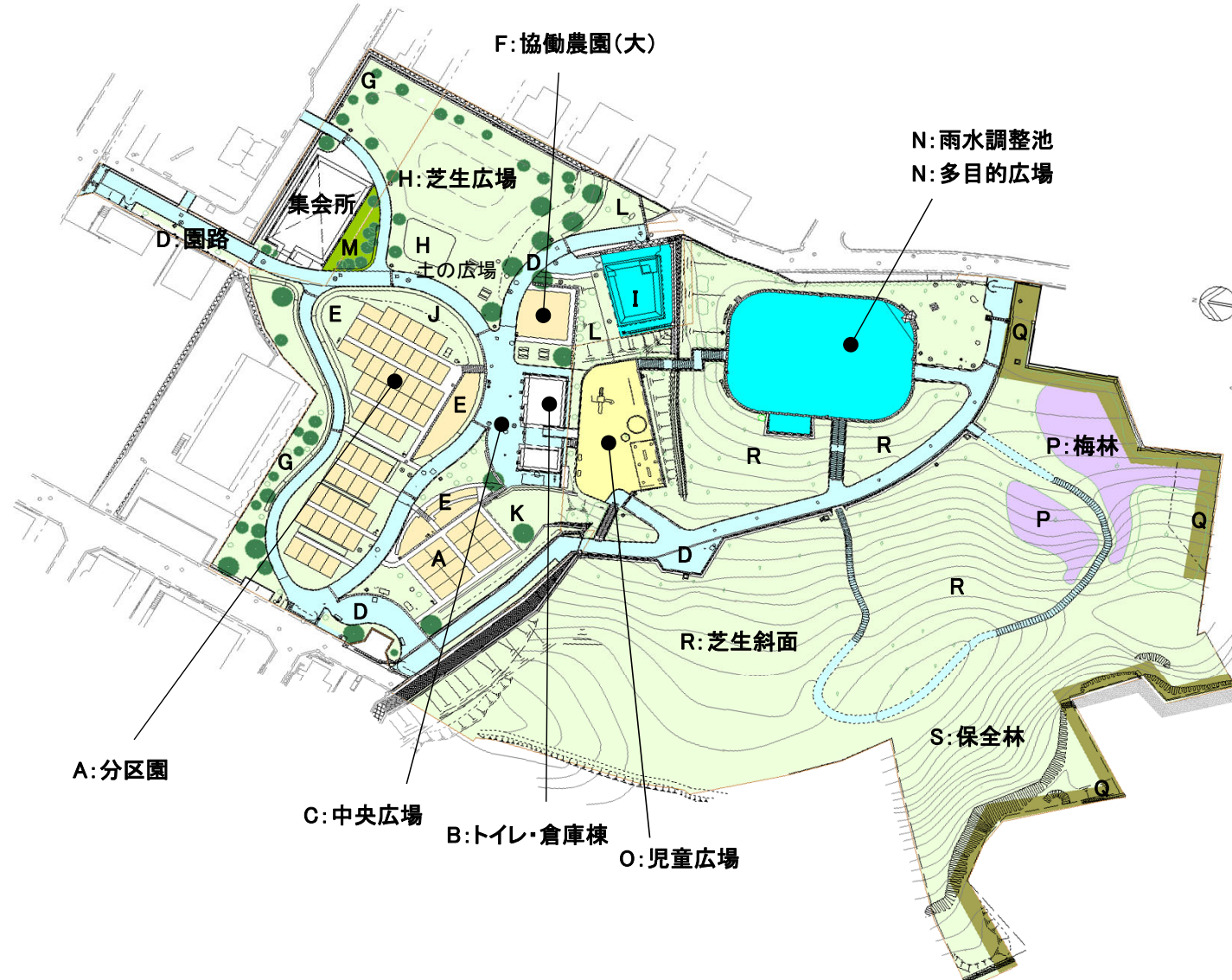
- 本公園は住宅地の中に残る貴重な緑地であり、近隣住民の散歩や子どもの遊び場として親しまれている。
- 新桜ヶ丘第二公園に隣接し、園内の中心にトイレ・倉庫棟や中央広場を配置して回遊性を高め、交流の拠点としての利用を図っている。
- 丘に整備された公園であることから、斜面を登る散策路が整備されており、斜面地は芝生、園内には梅や桜などの花木があり、その奥にあたる公園南西側には樹林地が広がっている。
- 日当たり良い公園北側の斜面上部には分区園を、園路付近には連続して協働農園を設けることで、農景観の連続性を確保している。
- 公園東側には、雨水調整池を兼ねた多目的広場や遊具のある児童広場、芝生広場があり、自由に利用できる空間を確保している。

○管理の基本的な考え方

- 農体験やレクリエーション、憩いの場としての機能が十分に発揮されるよう、適正な維持管理と良好な景観の保全・育成を行う。
- 市民活動など地域コミュニティに配慮した管理・運営を行い、施設や園路等の点検・清掃、植栽管理を通じて、利用者の安全性と快適性の向上を図る。

○運営の基本的な考え方

- 分区園利用者や公園利用者が公園全体の景観づくりを意識するような協働農園の運営をおこなう。
- 分区園利用者や公園利用者のコミュニティー形成を促すような協働農園の運営をおこなう。





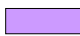


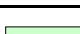
■ゾーンの特性、管理の目標 ●エリア特性 ○維持管理の留意点

A 分区園エリア	●分区園において個人に農体験を提供する場 ●自己管理により個人が利用する農園 ○農地として適正な状態に維持するよう、利用者に指導を行う。 ○分区園の区画施設の適切な維持および公平な利用の誘導を行う。 ○一般利用者と分区園利用者が、ともに快適に利用できるよう、配慮ある管理を行う。
B トイレ・倉庫棟	●農具や荷物を収納する建築(倉庫)施設、管理用駐車スペース、トイレ、屋外の洗い場がある。 ○利用者の快適性や安全性、衛生面に留意しながら、点検、清掃、補修等を行う。 ○掲示板、堆肥置場の管理を行う。
C 中央広場エリア	●一般利用者の休息・休憩、グループ利用者の集合・集会のための広場 ○ベンチを兼ねる外周土留部分や水飲み等公園施設の点検、清掃等を行う。
D 園路・広場エリア	●北入口・西入口・東入口の3箇所のエントランス及び園路がある。 ●サイン、駐輪場、野外卓、ベンチなどの施設がある。 ○利用者が快適に利用できるよう、配慮ある管理を行う。 ○点検、清掃等を行い、階段や手すり、ベンチなどの施設については破損やボルトの緩み等が確認された場合、早急に補修する。
E・F E:協働農園(小)エリア F:協働農園(大)エリア	●農園において市民と協働しながら農体験を提供する場 ○園路沿いの連続した景観に配慮し作物を選定する。 ○利用者が快適に利用できるよう、配慮ある管理を行う。 ○年1回以上の農体験ができるよう、管理を行う。
G 境界エリア	●民有地との境界に当たり、樹木植栽帯があり、東側にはブロック積擁壁がある。 ○民有地への越境、落ち葉等の堆積、浸水等に留意した点検、清掃を行う。 ○擁壁に異常がないか点検を行う。
H 芝生広場・土の広場エリア	●芝生、芝生保護マット、野外卓がある。 ●土の広場は無舗装となっている。 ○草刈、芝生保護マット、野外卓の管理を行う。
I 雨水調整池エリア	●拡張部全域の雨水を集水する調整池。立入防止フェンスを設置。 ○点検、清掃を行い、施設維持管理報告書を作成する。
J 中央法面エリア	●石積擁壁の上部には草地管理による法面がある。 ○景観へ配慮し、草刈、点検、清掃を行う。
K 西側法面エリア	●トイレ棟脇石積上部に低木類によって保護された法面がある。 ○景観へ配慮し、花木適期の刈込、点検、清掃を行う。
L 東側法面エリア	●協働農園(大)上部、東入口付近に張芝の法面がある。 ●花木等樹木が植栽されている。 ○景観へ配慮し、点検、清掃、樹木管理を行う。
M 集会所 植栽エリア	●主に自治会が管理している和風の植栽エリア。 ○点検、清掃を行う。
N A:多目的広場エリア J:雨水調整池	●一般利用者が自由利用できるダスト舗装の広場 ●既存部全域の雨水を集水する調整池。 ○排水施設の点検、清掃等を行い、施設維持管理報告書を作成する。 ○必要に応じてダスト舗装の不陸整正を行う。
O 児童広場エリア	●遊具のある広場で、こどもの利用が多い。 ○安全・快適に利用できるような管理を行う。 ○遊具の安全点検を行う。
P 梅林エリア	●斜面地に梅が植栽されている。 ○適期の剪定を行う。景観へ配慮し、点検、清掃を行う。
Q 境界エリア	●民有地との境界に当たる。 ○民有地への越境、落ち葉等の堆積、浸水等に留意した点検、清掃を行う。
R 芝生斜面エリア	●斜面地が芝生で管理されている。 ○草刈を行う。 ○利用者が快適に利用できるよう配慮ある管理を行う。
S 保全林エリア	●雑木の斜面林がある。 ○保全を目的とした管理を行う。

今井の丘公園

基本管理: 作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表

基本管理

管理項目	管理水準			備考		
	対象	規模・単位	年回数			
巡視	定期巡視 	園内・園内主要施設点検 前面道路点検※1	1式	2回/週	52週/年×2回/週=104回/年	
	臨時巡視 	法面部、雨水調整池ほか	1式	随時	台風災害時等	
清掃	清掃	園内全体	15,720㎡	2回/月	巡回時に実施※2	
	日常清掃	処分	日常清掃に伴うゴミ及び植栽管理に	1式	随時	
		臨時処置	不法投棄等のゴミの臨時処理	1式	随時	
	臨時清掃	落葉期・台風時等のゴミの臨時処理対応※3	1式	随時		
草刈	人力抜根除草 	除草フォーク等を用いた除草	115㎡	5回/年	地被植栽(除草時、地被・宿根草を刈り取りせぬよう配慮のこと)	
	人力草刈 	鎌を使用した除草	370㎡	3回/年	分区園周辺等※5	
	人力草刈 	鎌を使用した除草	168㎡	1回/年	西側境界部(幅1.5m)等	
	機械草刈 	肩掛式(通常)	8,660㎡	3回/年	法面部・芝生広場等	

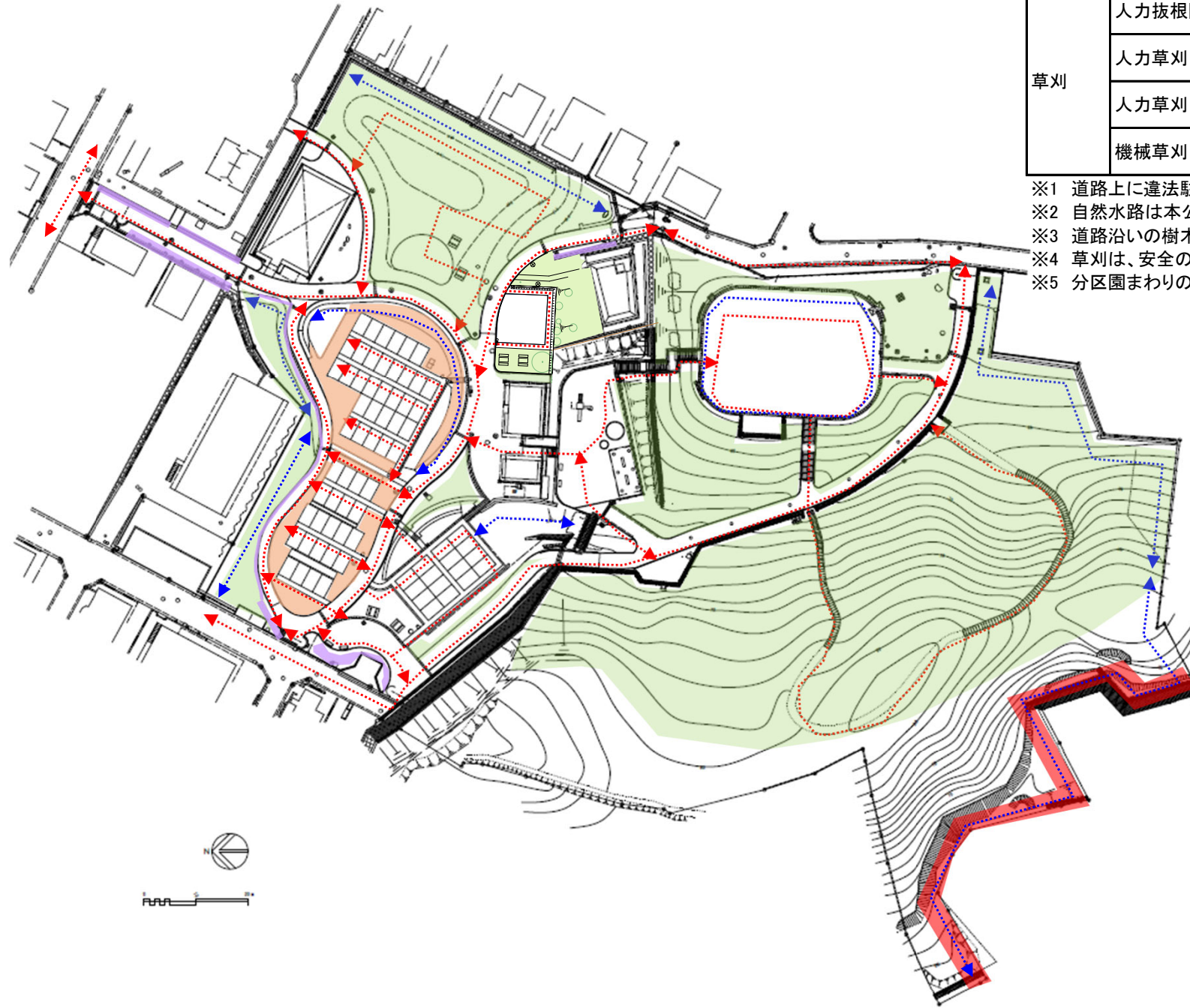
※1 道路上に違法駐車を発見した時は、声かけ等を行い、必要に応じて所轄の警察、横浜市へ連絡のこと

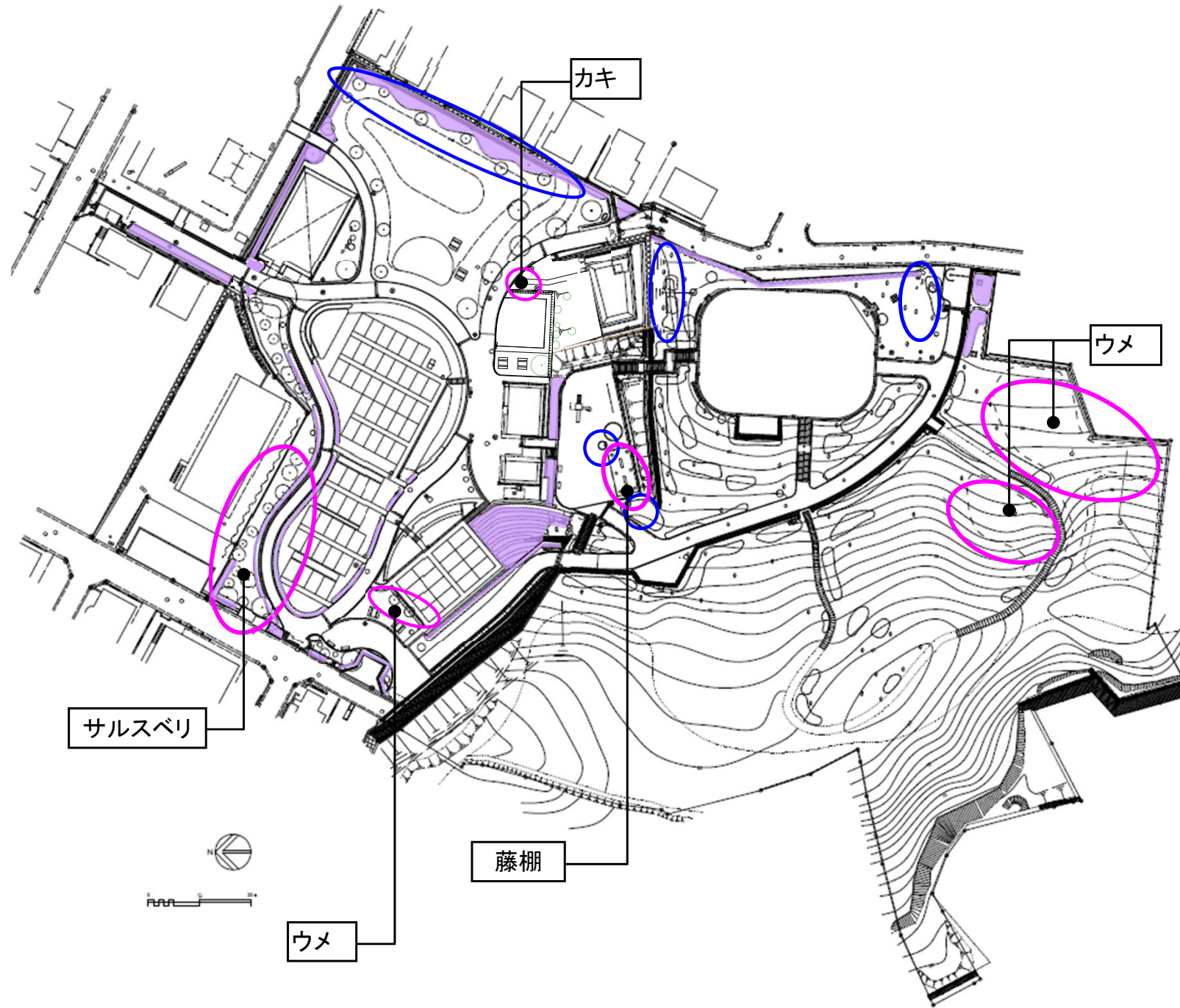
※2 自然水路は本公園の主排水路の為、巡視時は水路内の状況を必ず確認し、清掃を行うこと

※3 道路沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないよう配慮のこと。

※4 草刈は、安全のための見通しを確保するよう実施のこと。

※5 分区園まわりの草刈りについては、機械草刈りによる飛翔物が作物に飛び入る恐れがあるため、基本的に人力とする。



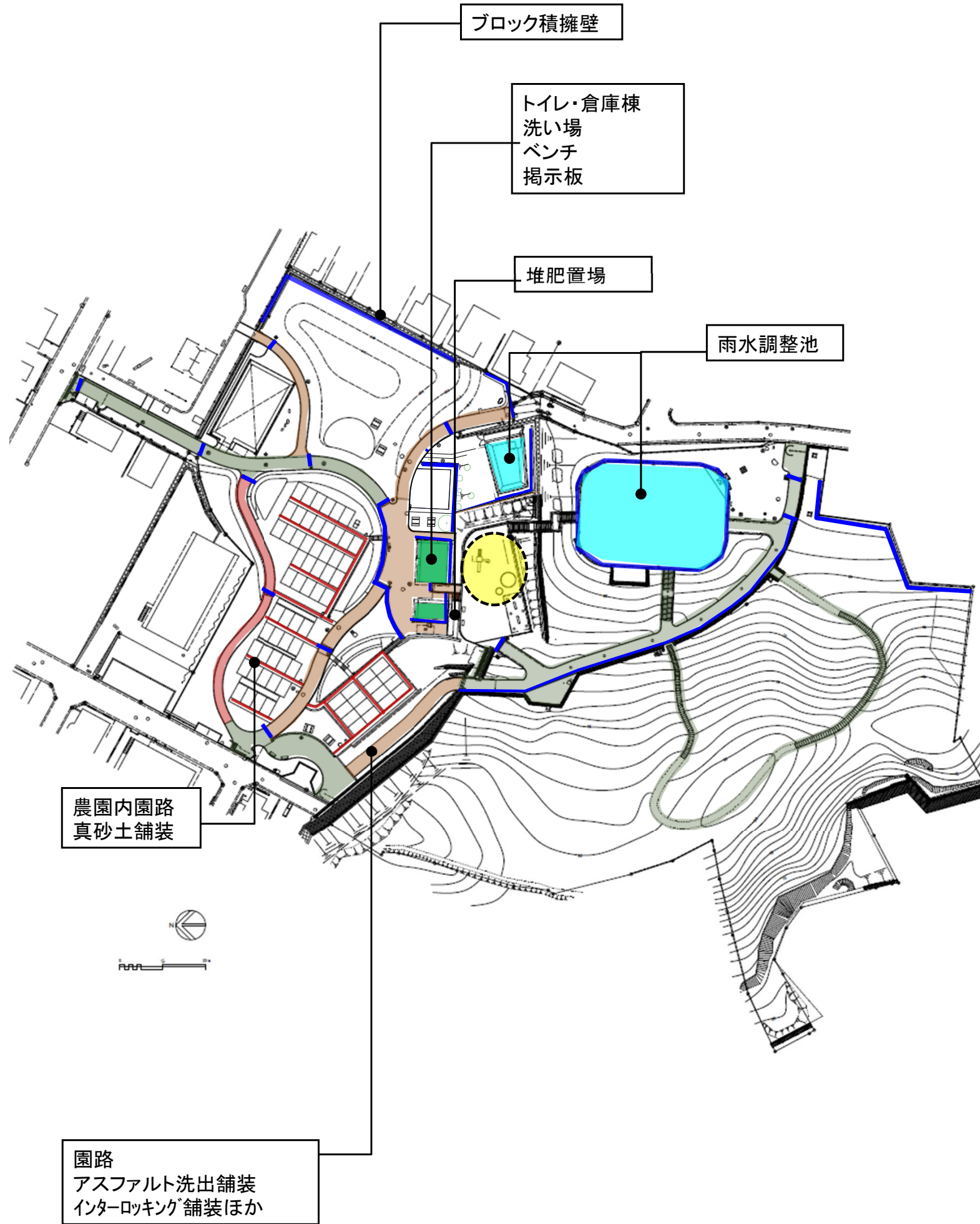


管理項目		管理水準			備考		
		対象	規模・単位	年回数			
高木管理	整枝剪定 ○	広場内、通路沿い等修景上必要な樹木に限る	19本	1回/2~5年			
	病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時		
		臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時		
	点検	枯損木・危険木・枯れ枝等	敷地境界部、園路際、広場の中などを重点的に実施	1式	随時		
	臨時措置	支柱交換		1式	随時		
		枯損木等の処理	枯損木・危険木・枯れ枝等	1式	随時		
緊急対応		台風災害時の利用上支障となる樹木の処理	1式	随時			
中低木管理	刈り込み ●	分区園、斜面部の低木等	600㎡	1回/年			
	病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時		
		臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時		
	施肥			1式	随時		
		臨時措置	枯損木等の処理	1式	随時		
特殊樹木 ウメ等・花木管理	整枝剪定	花後剪定	68本	随時	品種により適期に実施 ウメ、サルスベリ、フジ、カキ		
		夏季剪定					
		冬季剪定					
	施肥						
	病虫害防除	剪除・焼却		1式		随時	
		臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式		随時	
宿根草・地被類	点検	枯損・成育不良等		1式	随時		
		臨時処置	園路際、広場の中などを健全育成の点検実施 枯損・病害虫の発見による措置	1式	随時		

※ 剪定、刈り込み、間伐等の樹木管理については、必要に応じ、横浜市と協議の上行うこと。
 ※ 枯木、倒木、枯枝等については、立入禁止等の応急措置を指定管理者が行い、横浜市に連絡する。
 ※ スズメバチの巣などが来園者に危険な位置にある場合は、立入禁止の応急措置を行い、横浜市に連絡する。
 ※ 新植樹木の初期管理は健全な育成を主とする。臨時処置(台風等による倒木など)が必要な時は対処する。
 ※ 干ばつ時等、天候に応じて適宜かん水を行うこと。
 ※ 分区園エリアの日照確保に留意すること。

今井の丘公園

施設管理作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表



管理項目		管理水準			備考	
		対象	規模・単位	年回数		
建物管理 ■	建物	点検、清掃、補修	倉庫、トイレ	81.9㎡	260回/年	巡回時点検※1
	備品等	ロッカー、棚等 鍵、扉などの故障 点検 整理整頓	倉庫、トイレ	1式	随時	※1
	電気設備	点検、ランプ交換	倉庫、トイレ	1式	随時	※1
園路広場 ■ ■	点検		園路、広場	1式	4回/年	※1
	補修		園路部不陸(巡回時点検による)、ブロック積、石積、重力式擁壁、階段、擬木土留め等	1式	随時	
雨水調整池	点検		雨水調整池2箇所	1式	4回/年	※1 ※2
	樹清掃		雨水調整池2箇所	1式	1~4回/年	※1
給水施設	点検		水のみ、手足洗い場	1式	4回/年	※1
	樹清掃		水のみ、手足洗い場	1式	1~4回/年	※1
排水施設	点検		側溝・樹類	1式	1~3回/年	※自然水路部は基本管理を参照
	管・樹清掃 —		U型側溝	1式	1~3回/年	梅雨、台風時期※1
			樹類	1式	1回/年	梅雨、台風時期※1
			管渠	1式	随時	
電気施設	巡視点検	園内灯設備	分電盤・園内灯	1式	1回/年	外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	点検	園内灯施設 ランプ交換	公園灯(セラミックメタルハイドランプ)	14基	随時	農作物への影響に配慮すること 不点灯時は、LEDに交換すること
工作物	点検		ベンチ、野外卓、案内板、門扉、フェンス、車止め、ほか※3	1式	4回/年	
	臨時措置、応急対応		柵等の破損時ほか	1式	随時	
	点検、天地返し		堆肥置場	1式	随時	
遊戯施設 ●	点検		複合遊具、鉄棒、砂場	1式	4回/年	通常点検3回、 詳細点検1回※1
	臨時措置、応急対応		破損時ほか	1式	随時	
	砂補充			1式	随時	

※1 横浜市公園施設点検マニュアルに従って点検すること。
 ※2 道路局河川計画課に提出するための施設維持管理報告書を作成する。
 ※3 施設の修復が必要な場合は横浜市に連絡のこと。ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。

今井の丘公園

年間維持管理計画表

分類	管理項目		頻度	予想数量	作業時期												備考
	作業対象	作業内容			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本管理	巡視	定期巡視		104回/年	1式												52週/年×2回/週=104回/年
		臨時巡視		随時	1式												台風災害時等
	清掃	日常清掃	清掃		24回/年	15,720㎡											巡回時に実施
			処分		随時	1式											
		臨時処置		随時	1式												
	草刈	臨時清掃		随時	1式												
		人力抜根除草		5回/年	115㎡												地被植栽(除草時、地被・宿根草を刈り取りせぬよう配慮のこと)
		人力草刈		3回/年	370㎡												分区園周辺等
人力草刈			3回/年	168㎡												西側境界部(幅1.5m)等	
植物管理	高木管理	機械草刈		3回/年	8,660㎡											法面部・芝生広場等	
		整枝剪定	1回/2~5年	1式													
			病虫害防除	随時	1式												
			点検	随時	1式												
	臨時措置		随時	1式											巡視による発見・苦情により行う剪除		
	中低木管理	刈り込み		1回/年	600㎡												
		病虫害防除	随時	1式													
		施肥	随時	1式												支柱交換、枯損木等の処理、緊急対応	
		臨時措置	随時	1式												巡視による発見・苦情により行う剪除	
	特殊樹木 ウメ等・果樹管理	整枝剪定	随時	68本													
		施肥	随時	1式												花木・果樹の品種により適期に実施	
		病虫害防除	随時	1式												ウメ、フジ、サルスベリ、カキノキ	
臨時措置		随時	1式														
宿根草・地被類	枯損・生育不良等	随時	1式												健全育成の点検実施		
	臨時処置	随時	1式												枯損・病虫害の発見による措置		
施設管理	建物管理	建物	点検、清掃、補修	260回/年	81.9m2											巡回時点検	
		備品等	ロッカー、棚等鍵、扉などの故障点検、整理整頓	随時	1式												
		電気設備	点検、ランプ交換	随時	1式												
	園路広場	点検		4回/年	1式												
		補修		随時	1式												
	雨水調整池	点検		随時	1式											梅雨、台風時期	
		樹清掃		1~3回/年	1式												
	給水施設	点検		4回/年	1式												
		樹清掃		1~4回/年	1式												
	排水施設	点検		1~3回/年	1式												
		管・樹清掃	U型側溝		1~3回/年	1式										梅雨、台風時期	
			樹類		1回/年	1式										梅雨、台風時期	
	電気設備	管渠		随時	1式											雨水排水流路となるU型側溝も含む	
		巡視点検	分電盤・園内灯	1回/年	1式											外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等	
	工作物	点検		4回/年	1式												
		臨時措置、応急対応		随時	1式												
	遊戯施設	点検		4回/年	1式											通常点検3回、詳細点検1回	
		臨時措置、応急対応		随時	1式												